

令和5・6年（2023・2024年）住宅リフォーム助成事業実施要領

1. 事業の目的及び概要

物価高騰の影響を受けている市民の消費を下支えするとともに、新たな消費の喚起による地域経済の活性化を目的として、市民が住宅をリフォームする際の工事費の一部を助成する。

2. 事業主体

本事業の実施主体は、伊達商工会議所です。

3. 助成の対象者等

(1) 助成の対象者

市内に自己所有し、かつ居住する住宅のリフォーム工事を行う伊達市民とします。

(2) 助成の対象とするリフォーム工事

① 伊達商工会議所の会員事業所に発注する工事とします。

② 店舗併用住宅の住宅部分も対象とします。

ただし、店舗と住宅両方に渡るリフォーム工事については、面積で按分することとし、住宅部分のみを対象とします。

③ 工事費（消費税を含みます。以下同じ。）が50万円以上の工事とします。

ただし、店舗併用住宅の場合については、住宅部分の工事費が50万円以上の工事とします。

④ 敷地内の外構工事、造園工事も対象工事とします。ただし、事業用に使用するものは対象外とします。

⑤ 過去に助成を受けられた方も対象とします。

ただし、同一年度内に1家屋1世帯1回限りとします。

⑥ 前各号によらず国や道、市などから助成・補助を受ける工事は対象外とします。

(3) 助成の予算額

予算総額は3,000万円とし、第1期、第2期に区分し期毎に1,500万円とします。

ただし、第1期が予算分に達しなかった場合は、第2期に持ち越しすることとします。

また、予算額を超過する場合は先着順と致します。

(4) 助成額

① 助成金の額は、工事費の10%とします。ただし、千円未満は切り捨てとします。

② 助成金の限度額は、1件につき20万円とします。

③ 助成金の交付は、助成対象者が指定する金融機関の口座に現金で振り込むものとします。

4. 助成の申請及び助成決定通知

(1) 助成の申請

助成の申請者（以下「申請者」といいます。）は、工事を発注した事業所を經由し、工事着工前に住宅リフォーム助成事業申請書（以下「助成申請書」といいます。）を伊

達商工会議所に提出するものとします。

なお、後述する住宅リフォーム助成事業決定通知書（以下「助成決定通知書」といいます。）の交付後において申請内容を変更しようとするときは、住宅リフォーム助成事業変更申請書を伊達商工会議所に提出しなければなりません。

(2) 申請受付の期間

第1期 令和6年4月1日（月）から4月30日（火）まで

第2期 令和6年7月1日（月）から予算に達し次第

ただし、1事業所が1期毎につき申請者に代り申請できるのは、助成額で40万円とし、予算に達し次第終了とします。

なお、第2期では、助成額で40万円を撤廃します。

(3) 助成決定通知

伊達商工会議所は、助成申請書の提出があったときは、書類を審査し、助成を決定した場合は、申請者に対して助成決定通知書を交付するものとします。

5. 工期、完了届の提出及び交付決定通知

(1) 工期

第1期助成決定通知書の交付を受けた日から令和6年8月30日（金）まで

第2期助成決定通知書の交付を受けた日から令和7年1月31日（金）まで

(2) 完了届の提出

第1期 令和6年9月30日（月）まで

第2期 令和7年2月28日（金）まで

申請者は、工事完了後、工事を発注した事業所を経由し、住宅リフォーム助成事業完了届（以下「完了届」といいます。）を伊達商工会議所に提出しなければなりません。

(3) 交付決定通知

伊達商工会議所は、完了届の提出があったときは、現地を確認するとともに書類を審査し、助成金の交付を決定した場合は、届を提出した申請者に対して住宅リフォーム助成事業交付決定通知書を交付するものとします。

6. 申請書等に添付する書類

(1) 助成申請書に添付する書類

- ① 助成対象者の住民票
- ② 工事請負契約書又は注文書の写し
- ③ リフォーム工事前の写真（A4版サイズで工事箇所がわかるもの）
注）撮影日を入れること
- ④ 位置図（現地確認のための訪問ができる地図）
- ⑤ 店舗併用住宅の工事については、リフォーム工事前の平面図を添付

(2) 完了届に添付する書類

- ① 工事費の領収書の写し
- ② リフォーム工事後の写真（A4版サイズで工事内容がわかるもの）
注）撮影日を入れること
- ③ 店舗併用住宅の工事については、リフォーム工事後の平面図を添付

7. その他

助成金の交付後に本事業に該当しないことが判明した場合は、申請者は、助成金の一部、または全額を返還しなければなりません。

附 則

この要領は、令和6年2月27日から施行する。

附 則(令和6年5月28日制定)

(施行期日)

- 1 第4条(助成の申請及び助成決定通知)第2号の一部改正は令和6年6月1日より施行する。